

(第九部)

# 第六回 參議院厚生委員会議録第八号

(一五四)

昭和二十四年十二月一日(木曜日)午前十時四十三分開会

本日の会議に付した事件

○医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(衆議院送付)

○委員長(坂本重蔵君) それではこれより委員会を開会いたします。日程の順序を変更して、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案を議題にいたしまして御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(坂本重蔵君) 御異議ないものと認めます。提案者は衆議院議員大石武一君であります。先づ提案理由の説明をお願いいたします。

○衆議院議員(大石武一君) この法案の対象となりますものは興亜医学館と申す医学校の卒業生であります。この興亜医学館と申す学校は、昭和十四年頃、当時衆議院議員でありました野形二郎氏を中心として、慶應義塾の医学部の教授方、或いは助教授、講師の方々を中心とした医学教育機関が設立されたのであります。これは主に外地、殊に溝端における医師を養成しようとする目的のために作られた学校でございましたし、その後この学校より三年の修業年限を経まして、数百名の卒業生が田て参りまして、おのゝ溝端或いは慶應方面において、その方面的医療のために活動して参つたのであります。然るに昭和二十年に終戦になりまして、外地に医師を派遣することができなくなつたのであります。が、最

近この昭和二十年の卒業生或いは昭和十九年の卒業生という者は外地において医業を行なう暇がないで、その途が鎖されましたのであります。こういふ学生は約六十何名、これもこの学校は日本人ばかりでなく、中国人或いは朝鮮人を対象としたとしておりまして、その卒業生もかなり多いであります。

が、その外國の方々は大体おのゝ郷里に帰られて医業に従事されておるようですが、この日本人の卒業生の約六、七十名の者は全然学校を卒業しても、医業に従事することができないという状態であるのであります。尤もこの専門学校の卒業生は直ぐ、國家試験の施行される以前のように、学校卒業生は直ぐ医師になれるという資格を持つておらなかつた学校でありますので、これらの數十名の卒業生は現在将来の医師たる途を銷されて、非常に意氣沮喪している状態であります。併しこの学校は、当時その卒業生が文部省から当然専門学校と同等の資格を有するといふ説明を持つており、相当の学力を持つておるのであります。これらを勉強さして行きますならば、将来立派な医師として、我が國の保健、衛生の方面に活動させることのできる者が多數あると思われるのです。從つてこれらの者の将来の途を開いて、将来医師として立つて行く途を開けてあります。そのためには直接国家試験を受けると、うつと直ぐできます

せんで、一心国家試験の前提である予備試験を受験させまして、それを通じましたならば、一年のインターナンスを置いて、更に国家試験を受けるといふことにしてやりたいと考えまして、この特例に関する法案を持つて参つた大第でござります。何とぞよろしく御審議の程をお願いいたします。

○委員長(坂本重蔵君) 本日はこれまで散会いたします。

午前十時四十七分散会

出席者は左の通り。

委員長 坂本 重蔵君  
理事 谷口禪三郎君  
岡元 義人君

委員 中平常太郎君  
草葉 順治君  
中山 審吉君  
藤森 貞治君  
井上なつゑ君  
鶴嶺貞六郎君

この法律は、公布の日から施行する。この法律は、公布の日から施行する。十一月三十日本委員会に左の事件を付託された。  
一、身体障害者福祉法案(衆)(予備審査のための付託は十一月二十四日)

十一月二十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(衆)

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律

從前の規定による中学校若しくは高等女学校の卒業者又は専門学校入学者検定規定(大正十三年文部省令第二十一号)により専門学校入学の

昭和二十四年十一月十三日印刷

昭和二十四年十一月十四日發行

參議院書局

印 刷 厅